

平賀肅学と大学人 —東京帝国大学「評議会記録」からの考察—

堀之内 敏 恵
(人間発達科学専攻)

はじめに

筆者は、戦前の「大学人」¹にとっての、研究の自由と大学の自治をめぐる諸抗争において、帝国大学（以下帝大）教授を対象とした事件としては最後の攻防である、平賀肅学に対峙した東京帝大教授の言説分析をとおして、戦前の大学人に通底する思考とその限界について研究している²。平賀肅学に着目する理由は、平賀肅学以降、実質的な大学の自治と大学における研究の自由は喪失していったからであり、1930年代以降、総力戦体制に向かう時勢に対峙した大学人にとって、平賀肅学は一つの挫折の帰結と考えられるからである。

平賀肅学とは東京帝大総長平賀譲が、1939年1月、経済学部の教授河合栄治郎と土方成美に対し、かねてからの経済学部紛糾の責任を問い、これまでの「慣行」に反して教授会に諮らずに彼らの処分を文部大臣に具状した結果、両者が休職に処せられた事件を指す。これまで関係者により回想録、談話録が多数刊行され³、主に「大学自治侵害事件史」という文脈において⁴、『東京大学百年史』、平賀譲・田中耕太郎・河合栄治郎研究、大学自治研究などで論究されてきた⁵。そして、回顧談、先行研究、いずれにおいても争点とされたのは、平賀肅学が「大学自身が選んだ総長の手によって断行された点で、大学が自主的に問題を解決したこと」と「大学みずから行ったとは言え、具状が学部自治を超越したこと」⁶、そのどちらをより重視し、肯定的あるいは否定的に捉えるかであり、その是非により評価も分かれていた。

しかし、寺崎昌男が明らかにしているとおおり、戦前の日本において大学人が問うた大学の自治と、その自治によって守られるべき大学内部における研究の自由とは、「それ以外の教育場面における自由の圧倒的な不在と併存しているという認識」を欠いた特権化された自治であり自由であった⁷。この点について、三帝大事件から平賀肅学までの東京帝大経済学部の動向を、派閥闘争を軸に考察した竹内洋は、「大学が社会にとって不可欠で重要な機能を果た

す制度であるという信頼性」すなわち、「大学神話」が揺らいだことにより、大学における自治と研究の自由に対する「懐疑と疑念」が生じ、それが大学の特権批判へと転じていったとする⁸。平賀肅学において河合、土方および彼らを支援した少なくない大学人の威勢に比して、新聞の論調などいわゆる「世論」は平賀の処断に親和的であり、学生の反応も冷然であったことは⁹、「大学神話」の揺ぎの一端を示しているといえるであろう。

竹内が平賀肅学の争点に、大学人の意向とは別に「世間」においては、特権化した大学の是非こそが問われていたことを提起した意義は大きい。しかし、橋本紘市が指摘しているとおおり¹⁰、経済学部教授を主な検討対象としたがゆえに、彼らの特質に因るところも大きく、経済学部のケースストーリーをもって、戦前の大学と大学人を代表させることには留保が必要であろう。

そこで本研究では、東京大学総合企画部保有「評議会記録」を用いて、1939年2月14日、肅学断行後初めて開かれた評議会での総長平賀、各学部長、評議員の発言の考察をとおして、これまで着目されてこなかった平賀肅学の周縁にいた大学人が、平賀肅学を如何に捉えていたのか、思考の一側面を明らかにすることを目的とする。後述するとおおり、評議会は帝国大学令に法的基礎をもつ、大学行政上公式な管理運営機関である。したがって、評議会での発言は日記などに記された独白や、回顧談における追想とは異なり、その時点での発言者の平賀肅学に対する公の見解であり、学部長および評議員が代表する各学部の意向を知る上でも重要だと考える。

1. 大学の自治の慣行

1939年2月14日、肅学断行後初めて開かれた評議会での平賀肅学をめぐる、総長平賀、各学部長、評議員の発言について考察する前段階として、平賀肅学に至るまでの大学の自治の慣行について、評議会、教授会の審議権および総長の具状権に関連して確認しておく。

(1) 成立過程

評議会および教授会は「東京大学事務章程第二章増補附加（1881年8月20日）」により、東京大学に設けられた諮詢会の前者は総会、後者は部会を前身として、評議会は「帝国大学令（勅令第3号、1886年3月1日）」、教授会は「帝国大学令中改正（勅令第82号、1893年8月10日）」に基づき開設された。一方、総長の具状権は「東京大学職制（大達第51号、1881年6月15日）」において規定されたものの、帝国大学令の公布により消失し、「帝国大学官制（勅令第83号、1893年8月10日）」制定により復活した。以後大学の組織改革に伴い帝国大学令、帝国大学官制の改正が何度か行われたが、評議会、教授会の審議権、総長の具状権については大きな変更は行われず、「大学自治の基本的制度」、「成文法上の自治権」として¹¹、戦後の教育制度改革まで存続した。ただし、その成文法上の権限の脆弱さは家永三郎が指摘しているとおりに¹²、規定内容を一瞥すれば明らかであり¹³、大学の自治は戸水事件（1905年）、沢柳事件（1914年）など、主に文部省あるいはその命を受けた大学当局（総長）と、教授陣との人事裁量をめぐる拮抗事件をとおして、「慣行」として獲得されていった。

沢柳事件において、京都帝大教授陣は文部大臣奥田義人から「教授ノ任免ニ付キ、総長ガ職権ノ運用上、教授会ト協定スルハ差支ナク且ツ妥当ナリ」との表明を引き出し¹⁴、教授の任免に関しては、教授会の議を経るという「慣行」が公認された。1915年6月には、京都帝大教授陣が主張してきた総長公選そのものではないが¹⁵、総長山川健次郎の諮問に対し、各分科大学が投票により可否を回答し、その結果に基づいて山川が新総長を推薦するという「事実上の学内選任推進」により¹⁶、これまで外部から任命されてきた京都帝大総長に同大医科大学長荒木寅二郎が就任した。

一方、東京帝大では1918年3月、帝国大学制度調査委員会が設置され、「総長推薦ノ件」、「学長推薦ノ件」、「教授助教授ノ黜陟」について、帝国大学の制度改革に関する総長諮詢案件の一部として審議が開始された¹⁷。同年5月、帝国大学制度調査委員会の審議結果と各分科大学の決議にもとづき、評議会にて「総長ノ任免ハ推薦ニ依リ専任トスルコト」「推薦ハ教授全体ニテ直接選挙トスルコト」、「学長ハ各分科大学毎ニ教授ノ互選トスルコト」、教授助教授の「任免黜共ニ教授会ノ議ヲ経ルコト」が決定され、文部大臣岡田良平に上申された。この決定に基づき1919年7月、東京帝大は総長候補者選挙内規を制定し、同年12月、総長候補選挙が行われ、現総長山川健次郎が改めて選ばれ、初代「公選総長」となった。また、館昭によれば法科大学では、分科大学長の互選は総長選挙に先立つ1918年7月の教授会で行われ、小野塚喜平次が初代「公選学長」に選

ばれており、教授助教授の任免に関しては、すでに1913年2月の教授会にて「教授助教授ノ任免ニ関スル教授会ノ決定方法」が決議され、実行されていたという¹⁸。

以上、大学の自治は成文法上脆弱ではあるものの、「慣行」としては総長、分科大学長選挙、教授会における教授助教授任免選挙など、文部省に対して大学が一定程度の人事権を掌握していたことが確認できる。

(2) 喪失過程

国内情勢の変化に伴い、大正期末から昭和初期に入ると大学の自治に関連する事件が、学問の自由をめぐるイデオロギー論争、思想弾圧として頻発するようになり、これまで「慣行」として培われてきた大学の自治、人事権が、文部省により「問題」とされた大学人の罷免に利用されるようになる。

森戸事件（1920年）では、東京帝大経済学部助教授森戸辰男の休職処分が、経済学部教授会で採決のうえ、賛成多数を以て遂行された¹⁹。三帝大事件（1928年）では、京都帝大経済学部教授河上肇は、経済学部教授会の決議により辞職勧告を受け、依願免官となった²⁰。九州帝大法文学部教授向坂逸郎らの場合は、法文学部有志教授会において、「破廉恥罪においてさえ弁護人はある。3教授の言い分を聞いたうえで、大学独自の判断をするように」との意見も出たが、総長大工原銀太郎は「官憲の言い分を信ずる外はない」として審理を拒み、向坂らは総長の辞職勧告に先立ち辞表を提出し、依願免官となった²¹。そして、東京帝大では、経済学部助教授大森義太郎の処分について、評議会が開かれたが意見は出されず、総長小野塚喜平次に一任された形となり、経済学部教授会で進退が議論される前に大森は辞表を提出し、経済学部教授会で受理され依願免官となった²²。これらの事件を概観して明らかなのは、いずれの場合も形式上は大学の自治が守られているかに見せかけられているものの、実際には当人の意に反して、彼らが退官せしめられていることである。

そして、滝川事件（1933年）では、京都帝大の強固な処分反対の姿勢に対して文部省も強硬な態度で臨み、双方妥協点を見出せないまま文部省は文官高等分限委員会を開き、その答申にもとづき閣議で法学部教授滝川幸辰の休職処分を決定し、即日発令した。戸水事件、沢柳事件をとおして培ってきた大学の自治の「慣行」が、実質的にも形式的にも守られず、処分が強行されたのである²³。

矢内原事件（1937年）では、東京帝大経済学部教授矢内原忠雄の進退について、経済学部教授会で学部長土方成美より発議されたが決議には至らず、総長長与又郎も矢内原の処分を見合わせる方針を示していた。しかし、矢内原の当初問題とされた論文とは別の演説原稿に、「反国家的」

と読み取れる表現があったことで事態は急変し、長与は矢内原処分決定を下し、矢内原は辞表を提出して依願免官となった²⁴。教授グループ事件（1938年）では、人民戦線事件にからみ治安維持法違反容疑で検挙された東京帝大経済学部教授大内兵衛らについて、起訴前の処分が経済学部教授会において学部長土方より発議されたが否決され、評議会における議論でも同じく反対派が多数を占め、起訴前の処分は断行されなかった²⁵。この点においては、教授会の人事権が機能したといえよう。

こうした一連の事件を経て、研究の自由と大学の自治を

めぐる諸抗争において、帝大教授を対象とした事件としては最後の攻防として勃発したのが平賀肅学である。表1に平賀肅学の発生から終息までの概要を示した。

2. 平賀肅学時の評議会

(1) 構成

平賀肅学時の評議会の構成は、議長として総長平賀、各学部長7名、各学部から2名ずつ互選され、文部大臣により任命された評議員14名の合計22名である（表2参照）。

表1 平賀肅学発生から終息までの時系列

(出所) 主に東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史二、東京大学、1984、p.886-898。

1938年 9月16日	総長長与又郎が経済学部長舞出長五郎、評議委員上野道輔に河合栄治郎の『ファシズム批判』（1934年）の自発的な絶版を警告
同17日	総長長与、河合に直接『ファシズム批判』の絶版を求める
同20日	河合、長与の申し出を拒絶
10月5日	『ファシズム批判』に加え、河合の合計四著書が内務省により「安寧秩序を紊るもの」として出版法第19条により発禁処分となる
11月4日	総長長与、評議会で健康上の理由により総長辞任を表明
同7日	文部省、河合の自発的な辞職を勧告することを決定
同8日	長与の総長依願免官発令
同11日	総長事務取扱佐藤寛次が文部官吏と会談、河合に対する辞職勧告を要望される
12月6日	総長候補推薦協議会開催、元京城帝大総長元東京帝大法学部長山田三良、前東京帝大工学部長海軍中將平賀謙、東京帝大農学部現東京帝大総長事務取扱佐藤寛次が推薦候補となる
同8日	各学部で推薦「投票」が行われ、1位になったと推測される山田が総長事務取扱佐藤から総長就任の受託要請交渉を受ける
同9日	山田の受諾により、次期総長候補として山田を文部省に推薦するも、文部省不受理
同12日	山田、次期総長就任辞退を表明
同13日	再度、総長候補推薦協議会開催、平賀、佐藤、穂積が推薦候補となる
同14日	各学部で推薦「投票」が行われ、決選投票の末平賀が推薦候補として決定
同18日	平賀、総長就任を受託
同20日	文部省から平賀に総長就任の正式発令
1939年 1月10日	評議会にて平賀、就任挨拶。法・経済学部の学部長、評議員6名による「審査会」を発足。メンバーは法学部長田中耕太郎、評議員神川彦松、同・我妻栄、経済学部長舞出、評議員上野、同・森莊三郎
同11日	審査会に河合出席
同17日	学部長会議開催「光輝アル経済学部ノ再建ニハ両教授ノ在職ハ不可」との結論に至る
同25日	平賀、河合、土方成美に辞職勧告
同26日	河合、土方共に辞職勧告を拒否
同27日	平賀、文部大臣に「両教授ニ対シ官庁事務ノ都合ニ依リ休職仰付ケラレ度旨」具状
同29日	土方派経済学部教授本位田祥男、田辺忠男、中西寅雄、助教授橋爪明男、油本豊吉、渡辺信一、柳川昇、助手難波田春夫、高宮晋が平賀に辞表提出、河合派の経済学部教授山田文雄も辞意を学部長舞出に表明し、辞表郵送
同30日	河合派経済学部講師大河内一男、助手木村健康、安井琢磨が学部長舞出に辞表提出
同31日	河合、文官分限令第11条第1項第4号により休職処分
2月2日	法学部教授会開催、法学部教授山田政道辞意を表明
同13日	土方、文官分限令第11条第1項第4号により休職処分
同14日	評議会開催
同17日	法学部教授会開催、法学部長田中耕太郎辞職を表明
同21日	経済学部再建顧問に名誉教授山崎覚次郎就任
同27日	穂積、法学部長に就任

各人の在任期間が示すとおり、経済学部評議員森荘三郎を除き、平賀肅学時短者でも1年弱は評議会に参加している。すなわち、平賀が1939年1月10日、総長就任後初めて開き、肅学断行前最後となった評議会において、「経済学部ニ関スル二、三ノ問題アリ、之ハ適當ノ時期ニ適當ノ処理ヲ要スルコトニシテ、経済学部長及関係学部長評議員諸氏等ト十分協議シ善処シ度キニ付諒承セラレ度」と宣言し²⁶、法・経済学部の学部長、評議員6名による、大学行政上非公式な「審査会」を設けるまで²⁷、大学当局として過年経済学部問題および河合の処遇について検討してきた、程度の差はあれ大学行政の中樞を担ってきた人たちである²⁸。

教授就任の年月では、1918年8月就任の理学部長寺沢寛一が総長平賀を含めて最も長老で、1934年4月就任の医学部評議員坂口康蔵、東竜太郎が若手、1920年代前半に教授に就任した者が構成比では過半数以上を占めている。

後述するとおり、1939年2月14日の評議会において、平賀肅学をめぐる議論を終始反対の立場からリードしたのは法学部評議員神川彦松で、神川に応答する形で平賀が発言し、両者の発言が議論の半数近くを占めているものの、

表2に網掛けで示したとおり、医学部以外は全学部の学部長あるいは評議員が、なんらかの発言をしていたことが「評議会記録」から確認できる。平賀肅学当時東京帝大には、法・医・理・工・文・農・経済の7学部があり、各々の教授会の様子を記録した「教授会記録」、「教授会議決録」、「教授会議事録」、「教授会記事」が東京大学に保存されている。しかし、1939年2月16日付の文学部および2月17日付の理学部「教授会議事録」に、「経済学部問題」に関して学部長より「報告アリ」との記述がある以外には、これらの記録に平賀肅学に言及した記述は見受けられない。法学部については、1939年2月2、9、14、16、17日の教授会において、平賀肅学に関連する議論が交わされたことが、関係者の日記、回顧談、新聞記事などで確認できているが、2月17日付けの法学部「教授会記録」に田中耕太郎の学部長辞職について、「申立アリ承認アリタルコト」との記述があるのみで、議論の様子は記されていない。他学部については、教授会で議論が行われたかも確認できておらず、大学行政上正式な機関における議論の記録が残っているのは、管見の限り「評議会記録」のみである。

表2 平賀肅学時の評議会構成

(出所)「総理・総理・総長」「部局長」「評議官・評議員」「教員」『東京大学百年史』資料三、東京大学、1984、p.39、p.52-56、p.62-68、p.79-171。

※氏名の網掛けは1939年2月14日付の『評議会記録』に発言が確認できる者

※在任期間はそれぞれ、総長は総長在任期間、学部長は学部長在任期間、評議員は評議員在任期間

所属学部	氏名※	教授就任年月	在任期間※	役職
元工学部	平賀讓	1918.10	1938.12-1943.2	総長 (1935.4-1938.3 は工学部長として評議会に出席)
法学部	田中耕太郎	1923.3	1937.4-1939.2	学部長
	神川彦松	1923.8	1937.4-1939.10	評議員
	我妻栄	1927.3	1938.5-1941.5	評議員
医学部	石原忍	1922.6	1937.3-1940.3	学部長
	坂口康蔵	1934.4	1937.3-1940.3	評議員
	東竜太郎	1934.4	1937.10-1942.5	評議員
工学部	丹羽重光	1923.2	1938.4-1941.3	学部長
	内田祥三	1921.1	1938.4-1941.3	評議員
	瀬藤象二	1925.12	1938.4-1942.3	評議員
文学部	桑田芳蔵	1926.4	1935.9-1939.10	学部長
	市河三喜	1920.8	1935.9-1944.9	評議員
	今井登志喜	1930.1	1936.1-1939.10	評議員
理学部	寺沢寛一	1918.8	1938.3-1943.3	学部長
	柴田雄次	1919.9	1938.3-1942.3	評議員
	加藤武夫	1920.11	1938.3-1943.3	評議員
農学部	佐藤寛次	1922.11	1936.3-1939.3	学部長
	数田貞次郎	1924.12	1937.3-1940.3	評議員
	那須皓	1923.6	1937.4-1940.4	評議員
経済学部	舞出長五郎	1923.6	1938.3-1939.2	学部長
	上野道輔	1919.4	1938.3-1941.3	評議員
	森荘三郎	1919.4	1939.1-1940.2	評議員

(2) 総長平賀譲による肅学断行の経緯説明

1939年2月14日の評議会出席者は、表2に示した総長平賀と各学部長および評議員、そして課長4名である。「寄附金ノ件」受納可決後、「人事ニ関スル総長ノ報告」として、平賀より肅学断行の経過が説明された。肅学断行後初の評議会における発言ゆえに、平賀の肅学に対する総括と捉えても誤りではないであろう。各学部長、評議員の応答を捉える上でも重要であるため全文転記する²⁹。

過日誠ニ遺憾ニ堪ヘザリシモ河合、土方両教授ノ休職ヲ具状シタルガ忍ビ得ザルヲ忍ビ已ムヲ得ザリシコトヲ御報告申上ゲ 去ル一月十日ノ評議会ニ於テ御諒承ヲ願ヒタル処何方ヨリモ御発言ハ無カリシモ是ニ依テ今日ノ措置ヲ予メ承認ヲ経タリトハ毛頭思ツテ居ラヌ、今回ノ措置ニ関シ適当ト考ヘタル非公式ノ機関ニ諮リタルモ最後ノ責任ハ自分ノ一身ニ於テ荷フコトヲ申述ブ、

河合教授ノ著書問題ニ就テハ法、経両学部ノ学部長、評議員ノ六氏二十日十一日ノ両日審査ヲ依頼シ十一日ニハ河合教授自身モ出席シ質疑応答アリ十一日夕刻終了シ六氏ノ意見ヲ纏メタルモノガ出来上レリ

其ノ結果ニ基キテ措置ヲ講ジタルガ此ノ審査会ニ於テモ最後ノ決定ハ総長ニ一任セラレタキコトヲ述ベタリ審査会ノ結果ハ要スルニ教授ノ地位ニ在ル者トシテハ慎重ヲ欠クト云フ事ナリ、更ニ一面経済学部ノ紛糾問題ニ関シテハ学部長ノ意見ヲ承ルコトヲ至当ト考ヘ一月十七日ニ七学部長ノ意見ヲ徴シタリ是亦最後ノ決定ハ総長ニ一任ヲ請フ建前トシタルガ大体ノ意見ハ河合、土方両教授ニ於テ責任ヲ負フコト至当ニシテ光輝アル経済学部ノ再建ニハ此両教授ノ在職ハ不可トスルニアリタリ、元来教授ノ任免ハ当該学部教授会ノ議ヲ経ベキハ当然ノ事ナルモ本件ヲ経済学部教授会ニ付議スルコトハ不可能ト考ヘ此場合は二代ルベキ方法トシテ前述ノ手続ヲ執レリ、又評議会ニ諮リ又ハ教授会ヲ経ザル旨ノ承認ヲ得ベキコトモ考慮シタルガ人事問題ノ機微ナルニ鑑ミ種々考察シタル結果自己ノ責任ニ於テ実行スルヲ最善ナリト信ジ一月二十七日両教授ニ対シ官庁事務ノ都合ニ依リ休職仰付ケラレ度キ旨具状セリ、其ノ前二両教授ニ対シ夫々自発的ニ辞表提出セラレ度キ由ヲ懇請シタルハ勿論ナリ、実ニ忍ビ難キヲ忍ビテ実行シタルナリ、東京帝大ノ為メニハ如何ニスルニモ此措置ヲ執ルヲ最善ト信ジ、執ラザルベカラズト考ヘタリ、遂ニ一月三十一日河合教授、二月十三日土方教授ニ対シ夫々休職ノ発令ヲ見タリ、最後ノ決定ヲ専断ニ出デタツハ実ニ已ムヲ得ザリシ次第ナリ、自分ノ措置ニシテ御承認ヲ得レバ進デ経済学部ノ再建ニ努

力致シ 尚ホ具状ニ伴ヒ其ノ理由ハ書面又ハ口頭ヲ以テ大臣ニ説明セリ内容ニ就テハ分限委員会ニ附スルモノハ政府、文部省ニ於テ絶対秘密ト相成居ルニ付キ此席ニ於テモ差控ユル次第ナリ、

誠ニ専断ナレトモ所謂独善ヲ以テ行ヒタルニアラザルコトヲ茲ニ判然ト申述ブ、大学ノ大部分ハ已ムヲ得ザリシコトヲ認メラルルト信ジテ実行セリ、報告後忌憚ナキ批判ヲ受ケ度シ（下線筆者）

平賀の発言を整理すると、第一は、河合、土方の処分は「忍ビ得ザルヲ忍ビ已ムヲ得ザリ」処分であり、審査会および7学部長に諮ったけれども³⁰、「最後ノ責任ハ自分ノ一身ニ於テ荷フ」こと。第二は、教授の任免に際し、当該学部の教授会の議を経ることは当然であるが、本件に関しては「経済学部教授会ニ付議スルコトハ不可能」だと考えられ、また、評議会に諮り当該教授会の議を経ないことに対して、承認を得ることも考慮したが、「人事問題ノ機微ナルニ鑑ミ」、東京帝大のために「自己ノ責任ニ於テ実行スルヲ最善ナリト信ジ」て河合と土方の休職を具状したこと。第三は、両者の休職の具状理由については、「文部省ニ於テ絶対秘密ト相成居ルニ付キ此席ニ於テモ差控ユル」こと。第四は、今回の処断は「誠ニ専断ナレトモ所謂独善」で行ったのではなく、「大学ノ大部分ハ已ムヲ得ザリシコトヲ認メラルルト信ジテ実行」したこと。以上が平賀の発言の主要な論点である。こうした平賀の説明を各学部長、評議員は如何に受け止めたのか。3. では彼らの応答について考察する。

3. 平賀の説明に対する各学部長および評議員の応答

争点を先に整理しておくことと概ね二つのことが議論されている。第一は、河合、土方の休職に関わる具状内容とその開陳についてで、第二は、これまでの「慣行」に反して教授会、評議会の議を経ずに断行された肅学の是非についてである。

(1) 河合、土方の休職に関わる具状内容とその開陳

まず、河合の休職に関する具状内容とその開陳については、ほぼ法学部評議員神川彦松と総長平賀の二人によって議論されている。神川は審査会では、河合の著書の内容は「独特ノ概念、用語、表現方法穩カナラズ」と結論付け、その旨総長に答申し、総長は審査会の答申を踏まえて、文部大臣に具状したであろうはずにもかかわらず、河合は「国体觀念ニ背反スル」として休職に処せられた。文部省の厳命により具状理由は秘密とのことだが、「将来ニ向テ重大ナリ、承リ得ザルハ大学教授トシテ困ル」と主張した。

一方、平賀は神川の発言に対し「具状ノ理由ハ神川氏等ノ申サレタルモノニ基リ、大臣ガ分限委員会ニ如何ナル理由ヲ提出セラレタルヤハ全然知ラズ聞クコトモ出来ザリキ、大臣ノ議会ニ対スル答弁ハ感知セズ、又ソレガ分限委員会ニ提出セラレタルモノト同一ナリヤ否ヤモ判明セズ」と応答し、両者の間で押し問答が続いた。

そこで、法学部評議員我妻栄が「総長ノ具状理由ハ元来教授会ニ諮ル場合ハ判明スル事柄ナレバ大体ノ箇条ヲ承り度シ」と促し、神川が「文部大臣ノ言ナレバ大学ハ関知セズト云フ能ハズ」と議論を続けるも、平賀からは明確な説明はなされず、神川が「文部大臣ノ言ハ大学将来ノ為メ質シ置クベキモノト自分ハ希望ス」と苦言を呈し、河合、土方両者の休職内容に関わる「紛糾問題」に議題が移っていった。

ここでの神川の発言からは、大学行政上非公式にしる平賀の発案により、設けられた審査会において、自身も参加し、結論として答申した内容が全く活かされていないことへの不信と、具状して以降は「大臣ガ分限委員会ニ如何ナル理由ヲ提出セラレタルヤハ全然知ラズ聞クコトモ出来ザリキ、大臣ノ議会ニ対スル答弁ハ感知セズ」という発言に代表される平賀の姿勢に対して、大学人、その代表としての総長のあり様を糺そうとする様子が伺える。また、我妻の「総長ノ具状理由ハ元来教授会ニ諮ル場合ハ判明スル事柄」ゆえに、開陳してもよいのではないかと平賀を促す論法は、これまでの「慣行」としての、教授の任免に関する教授会権限の尊重、正当性の主張という点で注目される。

次に、神川は「紛糾問題ニ付テ質問度シ、河合教授ハ著書問題、河合、土方両教授共紛糾問題ノ様ニ伝ヘラルルガ如何」、「如何ナル紛糾カ」と「紛糾問題」の中身について平賀に問うていく。これに対して平賀は「ソレロー々申セト云ハルルヤ」と拒否し、農学部評議員那須皓も「経済学部ノ事実ヲ今更々承ハル必要無シ其ハ周知ノコトナリ」、法学部長田中耕太郎も「紛糾ノ内容ヲ述ブルトセバ公ノ席上ニ於テ土方教授ノ恥ヲ暴露スル虞アリ、分限委員会ハ慎重ナリ、此際立入テ総長ヨリ説明セラルルノ必要無シ」と同調した。

一方、神川は「休職具状ノ主タル理由ヲ周知トシテ不問ニ付スル能ハズ将来ノ為メ明確ニ致サレ度シ」、「我々丈ケデモ具体的ニ明確ナル理由知ラ必要トス、両教授ノ名誉ノ為ニモ如何ナル紛糾ノ責任ナリヤ明瞭ニ致シ度シ」と食い下がり、我妻が「大学問題ノ際長与前総長ガ評議員全部ノ意見トシテ希望セラルレバ申ストテ述ベラレタル例ニ倣ハレテハ如何」と仲介したものの、経済学部評議員上野道輔、工学部長丹羽重光は「自分ハ必要ヲ認メズ」、理学部評議員加藤武夫も「全然其ノ必要無シ」と平賀に加勢した。それを受け平賀が「必要無シトシテ宜シキヤ」と問うと、「異

議ナシ」との発言が多数を占め、神川も「是以上ハ申サヌ」と発言を納めた。

ここでの神川の発言からは、上述の河合の具状内容開陳の議論と同様に、評議会という公の場において、平賀に河合、土方両者の処分を糺すために、まずは具状内容から明らかにしていこうとする強硬な姿勢が読み取れる。一方、こうした神川の威勢に対し、那須、田中、上野、丹羽、加藤らの応答は冷然で、経済学部の紛糾問題は周知のことであるがゆえに、今更公の席にて議論する必要はないとの意向である。ここでも、我妻の「大学問題ノ際長与前総長ガ評議員全部ノ意見トシテ希望セラルレバ申ストテ述ベラレタル例ニ倣ハレテハ如何」という発言は、神川あるいは平賀とその同調者、そのどちらに加勢するのでもなく、評議会における審議権、評議員の職制の尊重という点で注目される。

(2) 肅学断行の是非

次に神川は「総長ハ自分単独デ為スベカラザルコトヲ為セリト申サレタシ由ヲ同僚モ聞キ自分モ承ツタ、最後ハアラユル責任ヲ一身ニ負ハルルヤ」と、平賀に対しその進退を問うているかに受け取れる発言をし、上野が「其レハ総長ノ不信任ナルカ、卑怯ナルゾ」、丹羽が「言葉尻ニ喰ヒ下ラントスルハ不賛成ナリ」と応じ、議論が紛糾した。そして、加藤は「今回ノ場合総長ノ措置ハ異例中ノ異例ナレルトモ大学ノ将来ノ為メ善キコトト思フ、将来モ斯様ナルコトアリタル場合ハドシドシヤツテ貫ヒ度シ」、「非常ノ場合ニハ非常ノ措置ガ宜シ」と、肅学断行を是認しているかに読み取れる見解を示した。加藤に続き那須も「総長ニ対シ、忍ビ難キヲ忍ビテ勇断サレタルコトニ感謝ノ意ヲ有スルコトヲ確信致ス」、上野も「感謝ノ辞モ無シ」、田中も「両評議員ノ発言ニ同様ノ意思ヲ表シ度シ」と同様の肅学是認と読み取れる見解を示した。

一方、神川は「平賀総長御就任以来経済学部問題、河合問題ニ御尽力ノコトハ深く感謝スルモ今回ノ措置ニ就テハ乍遺憾総長トハ見解ヲ異ニスルヲ以テ卑見ヲ述ブルハ評議員タルノ職責ヲ尽クス所以ナリト思フ」、「自分トシテハ他ニ方途無カリシモノト思ハレズ、ヨシンバ無カリシニモセヨ更ニ万全ヲ尽スベキニシテ評議会モ教授会モ無視セラルコトトナリタルハ輔佐ノ両学部長（法学部と経済学部一筆者）ニ対シテモ遺憾ニシテ何十年来ノ伝統ヲ破ルコトトナリタルナリ、総長ノ責任ハ解除スルモ総長ノ措置ニ同意スルヲ得ザルヲ遺憾トス」とあくまでも肅学断行を弾劾する姿勢を堅持した。

こうした神川の発言に対し、経済学評議員森莊三郎は「自分ハ経済学部創設以来正教授トシテ経済学部ニ在勤スルモノ也。教授会ニ付議セザリシコトガ問題ナルモ今回ノ措置

ハ異例中ノ異例ニシテ、カ、ル措置ヲ執ラザルヲ得ザリシ状態ニ教授会ガナツテ居タコトガ問題ナリ、教授会ニ付議セラレザリシハ当然ナリト確信ス」と興味深い発言をしている。森は教授の任免について、当該教授会に付議しないことは問題ではあるが、こうした異例中の異例の措置を執らざるを得ない状態になった、経済学部教授会こそが問題なのだから、河合と土方の処分について付議しないのは、当然だと述べている。すなわち、自分の所属する経済学部には自治能力がない旨、評議会という公の場において宣言しているのである。

森の発言を受け、文学部長桑田芳蔵は「大学問題ニ就テ奮闘シタルガ今回ハ特別ノ場合ナリ唯々経済学部ニ於ケル自治能力ノ有無ハ何人ガ之ヲ認ムルヤガ問題ナルガ経済学部ノ評議員ガ公ノ席ニ於テ確言セラレタルニ基リモノトスルヲ可トス、今回ハ差支無キモ将来ノ為メ事後承諾トスルハ面白カラズ、経済学部評議員ガ屢々経済学部教授会自治能力無キ旨明言セルコトヲ記録ニ留メ置カレ度シ」と述べている。すなわち、桑田は経済学部の自治能力の有無について、誰が判断するのかが問題だが、今回は経済学部の評議員がしばしば自分の学部に自治能力がないと公言していたことを以て、肅学断行を迫認する。しかし、これは今回に限ったことで、将来的に事後承諾が認められるわけではないとしている。桑田が肅学断行を迫認する前提条件として「経済学部評議員ガ屢々経済学部教授会自治能力無キ旨明言セルコト」を挙げ、将来における事後承諾までもが追認されたわけではないと念押ししている点は、学部の自治の正当性という点において重要である。

そして、我妻は「河合教授ノ処置ハ已ムヲ得ザリシモノナリ土方教授ニ関スル具状ハ正シキ道ナリト思フ、総長ガ綱紀紊乱ト云ハレズ紛糾ト申サレタルハ親心ニ出デタルモノナルベシ、形式論トシテ手続上問題ハ十分議論ノ余地アリ」、「今回ノハ極限ニ達セル異常ノ措置ナリシハ事実ナリ、サレド最後ニ於テモ尚大学自身ノ選ビタル総長ノ手ニ於テ自主的ニ行ハレタルコトヲ明確ニスベキモノナリ」、「此程度ヲ以テ限度トシ自分ハ諒承致ス、唯ダ希望トシテ具状内容ニ関シ文相ノ言ト総長ノ具状トニ就キ文部大臣ニ於テ自由ニ附加変更等ノコトヲセラレテハ我々ノ精神ニ反ス総長御決心ヲ以テ文部大臣ニ十分此点ヲ匡サレ具状内容ノ変更ニ就テハ文部大臣ニ一本釘ヲサシ、掛ケ合ツテ置カレ度シ」と述べている。肅学がどこまで大学自身が選んだ総長の手により「自主的」に行われたかは、評者によって異なる場所であるが、我妻が「具状内容ノ変更ニ就テハ文部大臣ニ一本釘ヲサシ、掛ケ合ツテ置カレ度シ」と平賀に苦言を呈している点は、「成文法上の自治権」の一つである総長の具状権の正当性という点において重要である。

以上、桑田、我妻による留保条件を付けた追認発言はあつ

たものの、丹羽は「工学部ノ同僚ハ無論総長ノ措置ヲ是認、信任シ経済学部ニ光明ヲ認ムル様ニナリタルヲ悦ブ」、理学部長寺沢寛一は「感謝ノ意ヲ以テ賛成ス」と肅学断行を是認し、農学部長佐藤寛次も「結局已ムヲ得ザル異例中ノ異例ナルモ総長ノ総長ノ措置ニ対シ十分感謝致スコトニ致度シ」とした。そして、平賀の「殆ド全部ガ同意セラレタルモノトシテ宜シキヤ」との問いに対し、「異議ナシ異議ナシノ声多ク起」り、肅学断行は評議会において承認されたのである。

おわりに

本研究では、東京大学総合企画部保有「評議会記録」を用いて、1939年2月14日、肅学断行後初めて開かれた評議会での総長平賀、各学部長、評議員の発言の考察をとおして、これまで着目されてこなかった平賀肅学の周縁にいた大学人が、平賀肅学を如何に捉えていたのか、思考の一面を明らかにした。

法学部評議員神川は終始議論をリードし、肅学断行の問題点を帝国大学令に法的基礎をもち、「総長の独裁を制限するための自治機関としての性格」を有すると評される³¹、大学行政上公式な管理運営機関である評議会の議論の週上に乗せたという点において、自身が評議員であるというアドバンテージを活かした、大学人としてアカデミックな作法に則った批判を展開した。しかし、各学部長、評議員の大半は平賀の処断を「異例中ノ異例」として追認し、神川の批判は賛同を得ることは出来なかった。ただし、追認のあり様については、理学部評議員加藤、農学部評議員那須、経済学部評議員上野、法学部長田中、工学部長丹羽、理学部長寺沢らが、肅学是認と読み取れる発言をしていたのに対し、文学部長桑田と法学部評議員我妻が、追認に際し明確な留保条件を付けていた点は、平賀肅学に対する評議員という職制にある者の責任の取り方として示唆に富み、戦前の大学人の思考を検討する上で、一つの重要な意味を持つと考える。

ただし、肅学断行を批判した神川、追認に留保条件を課した桑田、我妻の発言の端々に散見される大学の威信、その威信を背景とした大学人としての自負から、特権化された大学の自治と、その自治によって守られるべき大学内部における研究の自由が内包する、両義性への自覚を感じ取することは難しい点は指摘しておきたい。

この点を踏まえた上で、今後の課題としては、評議会での発言が如何なる大学論、大学人としての認識によるものなのか、個別の人物に焦点を当ててその言説を考察することで、戦前の大学人に通底する思考とその限界に迫っていききたい。

(注)

- 1 本研究における「大学人」とは、「国家ノ須要ニ応スル」ことを前提とした戦前の大学において、アカデミズム、すなわち正統な知の研究と教育を担う者を意味する。本研究では、東京帝国大学教授を主な検討対象としたが、それは彼らが本研究における大学人を最も体現していると考えたからであり、帝国大学教授のみが大学人ではない。
- 2 堀之内敏恵「蠟山政道における国家と大学－平賀肅学へのかかわりを中心に－」教育史学会第55回大会発表（2011.10.02 於京都大学）。
- 3 代表的なものは、田中耕太郎・末川博・我妻栄・大内兵衛・宮沢俊義『大学の自治』朝日新聞社、1963、p.162-183、土方成美『事件は遠くになりけり』経済往来、1965、p.219-240、木村健康・脇村義太郎らによる座談会録「東京大学経済学部における研究・教育体制の発展」『東京大学経済学部五十年史』東京大学出版会、1976、p.713-725、柳川昇・大河内一男による座談会録「『平賀肅学』と経済学部」同上、p.827-846、田中耕太郎述・柳沢健著『生きてきた道』伝記叢書269、大空社、1997、p.93-116、丸山真男・福田歓一『聞書 南原繁回顧録』東京大学出版会、1989、p.192-215 など。
- 4 寺崎昌男『大学の自己変革とオートノミー－点検から創造へ－』東信堂、1998、p.170。
- 5 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史二、東京大学、1984、p.892-898、同『東京大学百年史』部局史一、p.971-980。平賀研究は、内藤初穂『軍艦総長・平賀謙』文芸春秋、1987、p.244-273、畑野勇『近代日本の軍産学複合体』創文社、2005、p.115-125。田中研究は、勝野尚行『教育基本法の立法思想－田中耕太郎の教育改革思想研究』法律文化社、1989、p.75-84、岡敬一郎「田中耕太郎と『平賀肅学』」『東北大学大学院教育学研究科年報』第50号、2003。河合研究は、松井慎一郎『評伝 河合栄治郎』玉川大学出版部、2004、p.214-222、同『河合栄治郎－戦闘的自由主義者の真実』中央公論新社、2009、p.275-287。大学自治研究は、家永三郎『大学の自由の歴史』塙書房、1962、p.70-75、伊ヶ崎暁生『新版大学の自治の歴史』新日本出版社、1980、p.88-92 など。
- 6 前掲『東京大学百年史』部局史一、p.979。
- 7 寺崎、前掲『大学の自己変革とオートノミー－点検から創造へ－』p.180-181。
- 8 竹内洋『大学という病－東大紛擾と教授群像』中央公論新社、2001、p.256。
- 9 新聞の論調は、『東京朝日新聞』1939年1月30日付、『読売新聞』1939年1月31日付など。学生の反応は、「社説 大学の問題」『日本評論』1939年3月号、p.70、「平賀肅学を学生はどう観るか 島木・関口・三木氏を囲む学生座談会」『中央公論』1939年3月号、p.212-230 など。
- 10 橋本紘市「書評 竹内洋著『大学という病－東大紛擾と教授群像』」『教育社会学研究』第71号、2002、p.189。
- 11 家永、前掲『大学の自由の歴史』p.23。評議会、教授会、総長の具状権の成立経緯については、寺崎昌男『増補版 日本における大学自治制度の成立』評論社、2000を参照。
- 12 家永は「大学の長は高等官の人事について具状権を有するけれど、形式上は教授会等に諮らねばならぬ義務はなかったし、大学の長の具状権以外に大学職員の仕事について議する権限は大学内のいかなる機関・職員にも与えられていなかった。また、大学の長の具状を採用するもしないも文部大臣の自由裁量に委ねられていた」とその脆弱さを指摘している。家永、前掲『大学の自由の歴史』p.25。
- 13 成文法上の大学の自治権
 - 帝国大学令中改正（勅令第82号、1893年8月11日）
 - 第六条 帝国大学ニ評議会ヲ設ク／評議会ハ各分科大学長及分科大学教授各一名ヲ以テ会員トス／帝国大学総長ハ評議会ヲ召集シ其ノ議長トナル 第七条 教授ニシテ評議員タルモノハ各分科大学毎ニ教授ノ互選ニ依リ文部大臣之ヲ命ス／前項ノ評議員ハ三箇年ヲ以テ任期トス但満期ノ後再選セラル、コトヲ得 第八条 議会ハ左ノ事項ヲ審議ス／第一 各分科大学ニ於ケル学科ノ設置廃止ノ件／第二 講座ノ種類ニ付諮詢ノ件／第三 大学内部ノ制規但勅令又ハ省令ヲ発スル必要アルモノハ其ノ建議案／第四 学位授与ノ件／第五 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ヨリ諮詢ノ件／評議会ハ高等教育ニ関スル事項ニ付其ノ意見ヲ文部大臣ニ建議スルコトヲ得 第十四条 各分科大学ニ教授会ヲ設ケ教授ヲ以テ会員トス／分科大学長ハ教授会ヲ召集シテ其ノ議長トナル 第十五条 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス／第一 分科大学ノ学科課程ニ関スル件／第二 学生試験ノ件／第三 学位授与資格ノ審査／第四 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ヨリ諮詢ノ件
 - 帝国大学官制（勅令第83号、1893年8月11日）
 - 第二条 総長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝国大学令ノ規定ニ依リ帝国大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ監督ス／総長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ之ヲ専行ス
 - 14 京都大学七十年史編集委員会『京都大学七十年史』京都大学創立七十周年記念事業後援会、1967、p.62。寺崎昌男は奥田の表明について、「一見妥協にみえる文言だが、これが戦前日本の大学人事に関する自治権を保証する唯一の文書」と評価している。寺崎昌男『プロムナード東京大学史』東京大学出版会、1992、p.114。
 - 15 京都帝大教授陣が総長公選を主張した理由について、松尾尊允は「人事に関する教授会権限をより強化するには、文相に対して教官人事を具状（上申）する権限をもつ総長を教官の選挙で選ぶ必要がある」からだとして分析している。松尾尊允『滝川事件』岩波書店、2005、p.53。
 - 16 京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史』総説編、京都大学後援会、1998、p.240。
 - 17 以下、帝国大学制度調査委員会については館昭「帝国大学制度調査委員会に関する一考察」『東京大学史紀要』第2号、東京大学百年史編集室、1979を参照した。
 - 18 同上、p.35。
 - 19 経済学部教授会に先立ち行われた、総長山川健次郎との話し合いにおいて、森戸は「自分から辞職を申し出る意思はなく、また問題の論文が『筆のすさび』で書いたものと認める気にもならない」として山川の説得に応じなかったという。森戸辰男『思想の遍歴－クロボトキン事件前後－』上、春秋社、1972、p.79。
 - 20 河上は総長があげた辞職勧告理由は、妥当ではないと主張しつつも、「大学の一員として大学の自治を極力擁護せねばならぬと考えてきた私としては自らの属する学部教授会の決議を無視し得ざる立場にあり、私が辞意を決意するに至ったのはこの一点からである」と声明を発表し、依願退職したという。前掲『京都大学百年史』部局史編一、p.389-390。

- 21 『九州大学五十年史』通史、九州大学創立五十周年記念会、1967、p.283。当初向坂らは共産党とは無関係だとして辞職を拒否したが、総長大工原との板挟みで苦慮する法文学部長春日を慮り、辞表を提出したという。座談会録「大学管理問題と反動文教政策」『社会主義』第131号、協同文化社、1962、p.49-50。向坂の発言。
- 22 前掲『東京大学百年史』通史二、p.851-852。大森は辞職後発表した論文において、「文部省が直接に手を下さないで、大学が自己の発意で－だが、文部省の名指しした教授をだ！－処分したといふことをもつて大学の自主はなほ保たれてゐると云い、形式上本人が辞表を出したがゆゑにそこにはなならん圧迫もなかつたと云つて、みずからを慰めてゐる人がある」と、自らの処分には文部省の圧力があつたことを主張し、それに屈した大学は「弾圧を迎へたのである」と批判している。大森義太郎「大学の没落」『改造』1929、6月号、p.29。
- 23 滝川事件については、松尾、前掲『滝川事件』p.7-14、p.71-238を参照。
- 24 前掲『東京大学百年史』通史二、p.861-867。
- 25 同上、p.868-875。
- 26 東京大学総合企画部保有「評議会記録」1939年1月10日付。
- 27 「評議会記録」ではこの会議は「審査会」と記述されているが、前掲『東京大学百年史』通史二では「審査委員会」と称されている（p.894-895）。岡敬一郎によれば、関係者の日記、回顧録においても「査問委員会」「審査委員会」「法経委員会」「法経部長、評議員会議」などその呼称は多様だという。岡、前掲「田中耕太郎と『平賀肅学』」p.98。本研究では「評議会記録」に倣い「審査会」と表記する。
- 28 例えば、農学部長佐藤寛次は、前総長長与又郎が1938年11月8日付で依願免官し、平賀が同年12月20日付けで総長に就任するまでの間、総長事務取扱として文部省との折衝にあつた。
- 29 以下、評議会における総長、各学部長、評議員の発言は、全て前掲「評議会記録」1939年2月14日付による。
- 30 前掲『東京大学百年史』通史二は「1月17日には経済学部内紛問題についての学部長会議が催されている」（p.894）と記述している。この学部長会議とは、帝国大学令に法的基礎をもつ評議会、教授会と異なり、審査会同様大学行政上非公式な組織である。学部長会議の発足理由について、前掲『東京大学百年史』通史二は「帝国大学令の改正（1919年2月6日の改正－筆者）により、評議員が増加（各学部教授1名から2名以内に増加－筆者）したのに伴い、評議会の審議の円滑化を図り、かつ予め議題を整理し各部間の調整を図る必要から、同会議は発足したのかもしれない」と推測している（p.297）。
- 31 家永、前掲『大学の自由の歴史』p.22。

The Hiraga Purge and the Academics : Examination from Tokyo Imperial University “Council Records”

Toshie HORINOUCI
(Human Developmental Sciences)

This study clarifies how the academics, on whom a point of focus has not been put traditionally, viewed the Hiraga Purge and revealed an aspect of their thoughts through the examination of their remarks at the council following the Hiraga Purge by analyzing “council records”.

Faculty of Law councilor Kamikawa led the discussion from beginning to end and raised a criticism in accordance with academic manner taking advantage of his position as a councilor on the point that the issue of the purge was taken up during discussions of the council. The majority of the deans and the councilors, however, ratified Hiraga’s judgment as an unprecedented event and did not approve Kamikawa’s criticism. Non the less, the fact that Faculty of Literature councilor Kuwata and Faculty of Law councilor Wagatuma attached clear reserve conditions to their ratifications provides a wealth of suggestions as to how councilors viewed their responsibility. This point has a significant implication to examine the thoughts of the prewar academics.

On the other hand, I would like to point out that it is difficult to sense their self-awareness of the ambivalence of the privileged autonomy of the university and freedom of research protected by that autonomy, from their academic pride evident in their remarks.

As my future task, in order to seek the common thoughts and limitations of the prewar academics, I would like to examine whether their remarks at the council came from any particular university theories or recognitions as an academic through focusing on the discourse of individuals.

Keywords: the Hiraga purge, academics, Tokyo imperial university, council records, privileged university